一般社団法人鳥取県配合飼料価格安定基金協会定款

第　１　章　　総　　則

（名　　称）

第１条　この法人は、一般社団法人鳥取県配合飼料価格安定基金協会(以下「基金協会」という。）という。

（事　務　所）

第２条　基金協会は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第　２　章　　目的及び事業

（目　　的）

第３条　基金協会は、原料価格に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすること、国、県及び関係団体等が行う畜産経営の安定対策諸事業等を実施することにより、畜産経営の安定及び畜産の健全な発展を図り、もって県民への畜産物の安定供給と価格安定に寄与することを目的とする。

（事　　業）

第４条　基金協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)配合飼料価格差補てん制度に係る契約の締結、積立金の徴収、補てん金の交付等に関する事業

(2)畜産経営における生産効率の改善、労働力の軽減及び飼料費の低減等に必要な機械・施設の整備に関する事業

(3)肉用子牛生産者補給金制度の実施に関する事業

(4)肉用牛肥育経営の安定に関する事業

(5)養豚経営の安定対策に関する事業

(6)国、県及び関係団体等が行う畜産振興に関する事業

(7)前各号の事業に付帯する事業

(8)その他前条の基金協会の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業については、鳥取県内において行うものとする。

第　３　章　　会　　員

（法人の構成）

第５条　基金協会に次の会員を置く。

(1)正会員

(2)賛助会員

2　正会員は、基金協会の事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1)基金協会の区域内において畜産業を営む畜産経営者が組織する飼料荷受組合

(2)配合飼料製造業者

(3)配合飼料の販売を行う者

(4)基金協会の区域内において畜産業を営む畜産経営者

(5)基金協会の区域内における畜産団体

(6)その他基金協会が適当と認める者

3　賛助会員は、基金協会の事業に賛同し、基金協会の事業を賛助するため、加入した個人又は法人とする。

4　第２項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　基金協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　基金協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2　会員は、前項の経費の負担の支払いについて相殺をもって、基金協会に対抗することはできない。

（届　　出）

第８条　会員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を基金協会に届け出なければならない。

(1)会員たる資格を失ったとき。

(2)氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき。

(3)定款又は規約に変更があったとき。

(4)代表権を有する者の氏名又は住所に変更があったとき。

（任意退会）

第９条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　　名）

第１０条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することかできる。この場合、その会員に対し、総会の日から１週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1)この定款その他の規則に違反したとき。

(2)基金協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3)基金協会の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
(4)その他除名すべき正当な事由があるとき。
２　前項により除名があったときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員の資格喪失）
第１１条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)第７条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
(2)総正会員の同意があったとき。
(3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。
(4)第５条第２項第１号から第４号までの者でなくなったとき。
２　会員が前項によりその資格を喪失したときは、基金協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

（拠出金品の不返還）
第１２条　基金協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第　4　章　　総　　会

（構　　成）
第１３条　総会は、すべての正会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権　　限）
第１４条　総会は、次の事項を決議する。
(1)会員の除名
(2)理事及び監事の選任又は解任
(3)理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
(4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
(5)定款の変更
(6)解散及び残余財産の処分
(7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　　催）
第１５条　総会は、定時総会として毎年度５月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　　集）
第１６条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２　総正会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議　　長）

第１７条　総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議　決　権）

第１８条　総会における議決権は、正会員１人につき１個とする。

（決　　議）

第１９条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２１条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議　事　録）

第２０条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第　５　章　　役　　員

（役員の設置）

第２１条　基金協会に、次の役員を置く。

(1) 理事　５人以上１０人以内

(2) 監事　２人以内

２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長、１人を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２２条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係にあってはならない。

（理事の職務及び権限）

第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、基金協会を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、基金協会の業務を分担執行する。
３　理事長及び常務理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、基金協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事が、任期の満了又は辞任で退任することにより、第２１条第１項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２６条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報　酬　等）

第２７条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
３　前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第　６　章　　理　事　会

（構　　成）

第２８条　基金協会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　　限）

第２９条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

⑴基金協会の業務執行の決定

⑵理事の職務の執行の監督

⑶理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招　　集）

第３０条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

（議　　長）

第３１条　理事会の議長は、理事長がこれに当る。

（決　　議）

第３２条　理事会の決議は､決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず､法人法第９６条の要件を満たしたときは､理事会の決議があったものとみなす。

（議　事　録）

第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第　7　章　　業務の執行

（業務方法書）

第３４条　基金協会は、業務方法書をもって、次に掲げる事項を規定するものとする。

⑴配合飼料の価格差補てん事業に関する事項

⑵その他業務の運営に関する重要事項

２　業務方法書の作成及び変更については、理事会の決議を経て行うものとする。

第　8　章　　財産及び会計

（財産の構成）

第３５条　基金協会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

⑴会費及び賛助会費

(2)寄附金
(3)負担金、助成金及び交付金
(4)財産から生ずる果実
(5)その他の収入

（事業年度）

第３６条　基金協会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第３７条　基金協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

（事業報告及び決算）

第３８条　基金協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告
(2)事業報告の附属明細書
(3)貸借対照表
(4)損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第　９　章　　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第３９条　この定款は、総会の決議によって変更することかできる。

（解　　散）

第４０条　基金協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の配分）

第４１条　基金協会は、剰余金の配分を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第４２条　基金協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第　１０　章　　事　務　局

（事　務　局）

第４３条　基金協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、所要の職員を置く。

３　事務局長等重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が、理事会の決議を経て、別に定める。

第　１１　章　　公告の方法

（公告の方法）

第４４条　基金協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第　１２　章　　補　　則

（委　　任）

第４５条　この定款に定めるもののほか、基金協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附　　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第１０６条第１項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

２　基金協会の最初の代表理事は伊吹直、最初の常務理事は桑島一郎とする。

３　整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が４月１日である場合を除き、第３６条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度開始の日とする。

４　（平成２６年５月２７日第２回定時総会にて変更議決）

「第３８条第１項の変更」

決算について、理事長が作成する書類の内、（６）財産目録を削除する。

平成２６年４月１日から適用する。